【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出日】 平成27年8月7日

【四半期会計期間】 第160期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 三井松島産業株式会社

【英訳名】 MITSUI MATSUSHIMA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 天 野 常 雄

【本店の所在の場所】 福岡市中央区大手門一丁目 1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 経理部長 野 元 敏 博

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区大手門一丁目 1番12号

【電話番号】 代表 092(771)2171

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 経理部長 野 元 敏 博

【縦覧に供する場所】 三井松島産業株式会社東京支社

(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

証券会員制法人福岡証券取引所

(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第159期 第 1 四半期 連結累計期間		第160期 第 1 四半期 連結累計期間		第159期	
会計期間		自至	平成26年4月1日 平成26年6月30日	自 至	平成27年4月1日 平成27年6月30日	自至	平成26年4月1日 平成27年3月31日
売上高	(百万円)		16,247		14,736		67,956
経常利益又は経常損失()	(百万円)		217		515		600
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	(百万円)		163		380		584
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		154		993		2,177
純資産額	(百万円)		32,408		32,884		34,432
総資産額	(百万円)		57,289		56,279		58,091
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は四半期純損失金額()	(円)		1.18		2.75		4.22
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		56.6		58.4		59.3

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 4.「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結 累計期間より、「四半期(当期)純利益又は四半期純損失()」を「親会社株主に帰属する四半期(当 期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、 投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等の リスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事項等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び当社の関係会社) が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、石炭販売事業における販売数量の減少及び石炭価格の下落などにより、売上高は147億36百万円と前年同期比15億10百万円(9.3%)の減収となりましたが、石炭生産事業における販売数量の増加及び石炭代金決済レート(US\$/A\$)の豪ドル安などにより営業利益は1億78百万円(前年同期は1億69百万円の営業損失)となりました。

経常利益は、営業外収益に為替差益 1 億87百万円及び持分法による投資利益72百万円などの計上により 5 億15百万円(前年同期は 2 億17百万円の経常損失)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は、税金費用 1 億42百万円の計上により 3 億80百万円(前年同期は 1 億63百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高については、セグメント間取引消去前の金額によっております。

石炭販売事業

売上高は、販売数量の減少及び石炭価格の下落により93億31百万円と前年同期比27億5百万円(22.5%)の減収となり、セグメント利益は72百万円と前年同期比20百万円(21.7%)の減益となりました。

石炭生産事業

売上高は、石炭価格が下落したものの販売数量の増加及び石炭代金決済レート(US\$/A\$)の豪ドル安により35億97百万円と前年同期比4億57百万円(14.6%)の増収となり、2億71百万円のセグメント利益(前年同期は34百万円のセグメント損失)となりました。

再生可能エネルギー事業

売上高は、平成26年10月よりメガソーラーつやざきNo.3 発電所が新たに稼働したことに伴い93百万円と前年同期比24百万円(36.2%)の増収となり、セグメント利益は53百万円と前年同期比16百万円(43.7%)の増益となりました。

飲食用資材事業

前連結会計年度末において子会社の決算期を12月から3月へ変更したことに伴い、前四半期連結累計期間は1月から3月、当四半期連結累計期間は4月から6月の損益を計上しております。

売上高は、飲料用ストローの販売が好調に推移したことから11億2百万円と前年同期比3億11百万円(39.3%)の増収となり、セグメント利益は、のれん償却費22百万円を計上したものの1億50百万円と前年同期比1億10百万円(276.9%)の増益となりました。

施設運営受託事業

売上高は、新規運営施設の受託などに伴い15億12百万円と前年同期比1億90百万円(14.4%)の増収となり、のれん償却費33百万円を計上したものの10百万円のセグメント利益(前年同期は45百万円のセグメント損失)となりました。

不動産事業

売上高は、前連結会計年度末に賃貸マンションを売却したことなどにより92百万円と前年同期比8百万円 (8.7%)の減収となり、セグメント利益は29百万円と前年同期比4百万円(12.2%)の減益となりました。

港湾事業

売上高は、1億33百万円と前年同期比7百万円(5.4%)の減収となり、セグメント利益は10百万円と前年同期 比14百万円(58.6%)の減益となりました。

その他(介護事業、海外派遣研修事業等)

売上高は、3億42百万円と前年同期比36百万円(9.7%)の減収となり、40百万円のセグメント損失(前年同期は29百万円のセグメント損失)となりました。

(2)財政状態の分析

資産

資産合計は562億79百万円となり、前連結会計年度末に比べ18億12百万円(3.1%)の減少となりました。主な要因は、現金及び預金並びに商品及び製品の減少などによる流動資産の減少4億85百万円(2.2%)、並びに有形固定資産の減少などによる固定資産の減少13億26百万円(3.7%)によるものであります。

負債

負債合計は233億95百万円となり、前連結会計年度末に比べ2億64百万円(1.1%)の減少となりました。主な要因は、買掛金及び短期借入金の増加などによる流動負債の増加3億1百万円(3.4%)があったものの、長期借入金の減少などによる固定負債の減少5億66百万円(3.8%)によるものであります。

純資産

純資産合計は328億84百万円となり、前連結会計年度末に比べ15億47百万円(4.5%)の減少となりました。主な要因は、為替換算調整勘定の減少などによるその他の包括利益累計額の減少13億75百万円(29.3%)によるものであります。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付者による大規模買付提案を受け容れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報を確保するとともに、株式の大規模買付提案者との交渉などを行うこと等により、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる必要があると考えております。

基本方針実現のための取組みの概要

石炭需要は今後も新興国を中心に拡大する見通しであり、当社グループは石炭販売と石炭生産の燃料事業を中核事業と位置づけて、引き続き新たな石炭権益の獲得を強力に進めております。

一方で燃料事業の業績は、石炭価格や外国為替等の外部要因の変動に大きく左右され、また昨今は、再生可能エネルギーやシェールガス等エネルギー資源を取り巻く構造変化も進んできております。

当社グループは、こうした将来のエネルギー資源ビジネスの変化に対応し、収益基盤の安定化・多様化を図るため、成長戦略として燃料事業における継続的な取り組み及び新たなビジネスモデル構築と併せ、燃料事業以外の分野において新たな事業の柱を築くことで安定的な事業ポートフォリオを構築することが喫緊の課題と考え、新規事業の拡充を進めております。

こうした「石炭権益確保による中核事業の収益力強化」と「新規事業の育成による収益の安定化・多様化」という当社グループの成長戦略と、その実現に向けての各取り組みは、当社グループの株主価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に大きく貢献するものと確信しています。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組み当社は、平成19年12月20日開催の取締役会において、「大規模買付け行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「本施策」といいます。)の導入について、本施策の重要性に鑑み、有効期間を第152回定時株主総会終結のときまでとした上で決議いたしました。

その後、平成20年6月27日開催の第152回定時株主総会、平成23年6月24日開催の第155回定時株主総会、平成26年6月27日開催の第158回定時株主総会において、いずれも有効期間を3年間とする議案として上程させていただき、株主の皆様のご承認をいただきました。

本施策は、予め当社取締役会の承認を得ることなく当社株式の20%以上を取得する大規模買付け行為を行おうとする者又はグループ(以下「大規模買付け者」といいます。)に対し、当社が定める大規模買付けルールの遵守を求めて、株主の皆様に大規模買付け行為に応じるか否かの適切な判断をいただくための十分な情報及び期間を確保し、大規模買付け者が大規模買付けルールを遵守しない場合や当社の企業価値、株主価値が毀損される可能性が高いと合理的理由に基づき判断されるなどの一定の場合には、当社取締役会が株主の皆様に対する責務として、対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条件、行使期間等を設けた新株予約権を無償割当するなど、必要かつ相当な措置をとることができるとするものです。

なお、本施策の概要は以上の通りですが、詳細につきましては当社ホームページ上に掲載しておりますので、下記URLより「株式会社の支配に関する基本方針」をご参照ください。

(http://www.mitsui-matsushima.co.jp/news/index.php)

上記 の取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、上記 の取組みが、上記 の会社の支配に関する基本方針に則って策定された当社の企業価値、株主価値の向上を確保することを目的とした取組みであり、株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

また、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役、社外の有識者等から構成する独立委員会の勧告を尊重して対抗措置を発動することが定められていること、当社の株主総会又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも本施策を廃止できること、対抗措置の発動、不発動、中止、停止について独立委員会の勧告要件及び当社取締役会の決議もしくは判断の合理的な客観的要件が定められていることなどから、取締役の地位の維持を目的とする恣意的な判断や発動を防止するための仕組みをもった取組みであると考えております。

(4) 従業員数

連結会社の状況

当第1四半期連結累計期間において、施設運営受託事業の従業員数が22名、臨時従業員数が45名増加しております。主な理由は、新規運営施設の受託に伴う人員増加であります。

なお、臨時従業員数は、平均雇用人員(1日8時間換算)としております。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、石炭販売事業の販売実績が著しく減少しております。

これは、当社の取り扱う海外石炭の輸入販売における販売数量の減少及び石炭価格の下落によるものであり、石炭販売事業の販売実績が93億31百万円と前年同期比27億5百万円(22.5%)の減少となっております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年8月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	138,677,572	138,677,572	東京証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	単元株式数は 1,000株であります。
計	138,677,572	138,677,572		

(2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年4月1日~ 平成27年6月30日		138,677		8,571		6,219

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 138,523,000	138,523	
単元未満株式	普通株式 126,572		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	138,677,572		
総株主の議決権		138,523	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個) 含まれております。
 - 2.「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式436株が含まれております。
 - 3. 当第1四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成27年6月30日現在

					7 7 3 6 6 F 7 10 F F
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井松島産業株式会社	福岡市中央区大手門 1 - 1 - 1 2	28,000		28,000	0.02
計		28,000		28,000	0.02

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令 第64号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	(単位:百万円 当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部	· ·	· · ·
流動資産		
現金及び預金	13,788	13,36
受取手形及び売掛金	4,950	5,59
商品及び製品	867	54
仕掛品	311	19
原材料及び貯蔵品	342	30
その他	1,818	1,58
貸倒引当金	0	,
流動資産合計	22,079	21,59
固定資産		,-
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	9,020	8,2
土地	11,228	11,2
その他(純額)	5,256	5,10
有形固定資産合計	25,504	24,5
無形固定資産		21,0
のれん	3,564	3,4
その他	2,607	2,3
無形固定資産合計	6,171	5,8
投資その他の資産	0,171	3,0
投資有価証券	2,747	2,7
長期預金	1,274	1,1
その他	318	2
貸倒引当金	4	Σ'
貝倒ガヨ並 投資その他の資産合計		4.2
投資での他の負性占司 固定資産合計	4,335	4,2
	36,012	34,6
資産合計 通債の部	58,091	56,2
流動負債	0.050	0.0
買掛金	2,352	2,6
短期借入金	2,877	2,9
未払法人税等	445	
賞与引当金	130	10
その他	2,973	3,3
流動負債合計	8,780	9,0
固定負債		
社債	92	
長期借入金	8,286	7,9
関係会社整理損失引当金	199	1
退職給付に係る負債	454	4:
資産除去債務	2,365	2,2
その他	3,481	3,3
固定負債合計	14,879	14,3
負債合計	23,659	23,3

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,571	8,571
資本剰余金	6,219	6,219
利益剰余金	14,944	14,770
自己株式	5	5
株主資本合計	29,731	29,557
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	551	586
繰延ヘッジ損益	-	25
土地再評価差額金	624	624
為替換算調整勘定	3,519	2,133
その他の包括利益累計額合計	4,695	3,319
非支配株主持分	5	7
純資産合計	34,432	32,884
負債純資産合計	58,091	56,279

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円) 当第1四半期連結累計期間
	(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	16,247	14,736
売上原価	15,520	13,644
売上総利益	726	1,091
販売費及び一般管理費		
人件費	409	377
福利厚生費	71	73
減価償却費	21	20
業務委託費	19	20
その他	374	421
販売費及び一般管理費合計	895	913
- 営業利益又は営業損失()	169	178
当業外収益		
受取利息	55	65
受取配当金	15	16
持分法による投資利益	16	72
為替差益	-	187
その他	35	45
三、	123	386
営業外費用		
支払利息	45	42
為替差損	121	-
その他	5	6
営業外費用合計	172	49
・ ロネバリの日間 経常利益又は経常損失()	217	515
寺別利益	211	313
固定資産売却益	6	12
投資有価証券売却益	37	12
補助金収入	134	134
	134	0
その他 特別利益合計		
	177	147
特別損失	10	
固定資産売却損	18	-
固定資産圧縮損	124	124
その他	-	13
特別損失合計	142	137
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	182	525
法人税、住民税及び事業税	99	168
法人税等調整額	120	25
法人税等合計	20	142
四半期純利益又は四半期純損失()	162	382
非支配株主に帰属する四半期純利益	1	2
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主 に帰属する四半期純損失()	163	380

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

		(単位:百万円 <u>)</u> _
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	162	382
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	56	34
繰延ヘッジ損益	215	25
為替換算調整勘定	157	1,385
その他の包括利益合計	316	1,375
四半期包括利益	154	993
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	152	995
非支配株主に係る四半期包括利益	1	2

【注記事項】

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 4 月 1 日 至 平成27年 6 月30日)
減価償却費	513百万円	570百万円
のれんの償却額	72 "	75 "

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年 5 月13日 取締役会	普通株式	554	4	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月30日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日 後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1.配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年 5 月15日 取締役会	普通株式	554	4	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月25日	利益剰余金

2.基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日 後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント								7 0 //h		÷□ 末6 安王	四半期 連結損益
	石炭 販売	石炭 生産	再生可 能エネ ルギー	飲食用資材	施設運 営受託	不動産	港湾	計	その他 (注1)		調整額 (注2)	計算書 計上額 (注3)
売上高												
外部顧客への 売上高 セグメント間	12,037	1,420	68	790	1,320	91	141	15,869	377	16,247		16,247
の内部売上高 又は振替高		1,720		0	1	10		1,732	2	1,734	1,734	
計	12,037	3,140	68	790	1,321	101	141	17,601	379	17,981	1,734	16,247
セグメント利益 又は損失()	93	34	37	40	45	33	25	149	29	119	288	169

- (注) 1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及び海外派遣研修事業 等を含んでおります。
 - 2. セグメント利益又は損失()の調整額 288百万円は、セグメント間取引消去0百万円、持分法による投資 損益 16百万円及び各報告セグメントに配分していない本社一般管理費 272百万円であります。
 - 3.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業損失()と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント								7 O/H		★国市な を万	四半期 連結損益
	石炭 販売	石炭 生産	再生可 能エネ ルギー	飲食用 資材	施設運 営受託	不動産	港湾	計	その他 (注1)		調整額 (注2)	計算書 計上額 (注3)
売上高												
外部顧客への 売上高 セグメント間	9,331	2,159	93	1,100	1,511	85	133	14,416	320	14,736		14,736
の内部売上高 又は振替高		1,438		1	0	7		1,447	22	1,470	1,470	
計	9,331	3,597	93	1,102	1,512	92	133	15,863	342	16,206	1,470	14,736
セグメント利益 又は損失()	72	271	53	150	10	29	10	599	40	559	380	178

- (注) 1.「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、介護事業及び海外派遣研修事業 等を含んでおります。
 - 2.セグメント利益又は損失()の調整額 380百万円は、セグメント間取引消去 6百万円、持分法による投資損益 72百万円及び各報告セグメントに配分していない本社一般管理費 302百万円であります。
 - 3.セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()	1 円18銭	2 円75銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は 親会社株主に帰属する四半期純損失金額() (百万円)	163	380
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する 四半期純損失金額()(百万円)	163	380
普通株式の期中平均株式数(千株)	138,649	138,649

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成27年5月15日開催の取締役会において、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額 554百万円

1株当たりの金額 4円

支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成27年6月25日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月5日

三井松島産業株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマッ

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 祐 二 印 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三井松島産業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三井松島産業株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 .XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。